平成２８年（フ）第９７号
岡山県玉野市玉６丁目11番14号、旧住所岡山県玉野市八浜町大崎1250番地41
債務者　片山　幹生
1　決定年月日時　平成28年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１０２号
東京都稲城市百村1616―６―202
債務者　香園　祐爾
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１１３号
東京都足立区西新井２丁目14―９―201
債務者　岡田　浩卓
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１４２号
東京都多摩市落合２丁目10―11　エステート青木葉Ｂ―101
債務者　島田ゆかり
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１５３号
東京都目黒区青葉台２丁目１―19　区営青葉台二丁目アパート２号棟103
債務者　井口　浩孝
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１６０号
東京都新宿区百人町２丁目24―20―108
債務者　矢吹　幹典
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１７７号
東京都葛飾区亀有３丁目３―11―803
債務者　サミー若世（旧姓仲間）
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７号
長野県佐久市原533番地５　緑荘11号
債務者　出浦　健司
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月１日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第１５号
北海道深川市音江町字稲田1581番地
債務者　上田　美恵（旧姓奥井）
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後２時
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２７号
東京都東村山市多摩湖町１丁目33番地１多摩湖町１丁目第２アパート７―107
債務者　柿沼　澄江
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２２８号
横浜市青葉区美しが丘２丁目14番地10　フローリーたまプラーザ202
債務者　横原　梨沙（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５６号
東京都町田市能ヶ谷５丁目２番10号グレイス柿生306
債務者　西山　宏之
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４４２号
静岡県磐田市掛塚1341番地　ボーノＢ―102、前住所静岡県浜松市東区植松町77番地の12
債務者　下村　知代（旧姓伴在）
1　決定年月日時　平成28年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５１号
静岡県湖西市新居町浜名1675番地　市営松山住宅Ａ棟２―７号、住民票上の住所静岡県湖西市新居町浜名2790番地の１　フォーチュンシティＥ―512号室
債務者　櫻井　義治
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５４号
静岡県袋井市堀越1040番地の１　シャルマンＢ　201号室、前住所静岡県袋井市堀越1062番地の３　アネシス　102号室
債務者　川村麻理奈（旧姓平敷）
1　決定年月日時　平成28年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係